九　廃止措置期間中に性能を維持すべき特定廃棄物管理施設（第三十五条の六及び第三十五条の十五の二において「性能維持施設」という。）及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十・十一　略］

十二　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

［十三・十四　略］

（廃止措置計画の認可の申請）

第三十五条の六　法第五十一条の二十五第二項の規定により廃止措置計画について認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項について廃止措置計画を定め、これを記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　廃止措置対象施設及びその敷地

［四　略］

五　性能維持施設

六　性能維持施設の位置、構造及び設備並びにその性能並びにその性能を維持すべき期間

［七　略］

八　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

［九　略］

十　廃止措置に係る品質マネジメントシステム

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類又は図面を添付しなければならない。

［一～五　略］

六　性能維持施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［七・八　略］

九　廃止措置に係る品質マネジメントシステムに関する説明書

十　［略］

3　［略］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第三十五条の七　法第五十一条の二十五第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　変更に係る前条第一項第三号から第十号までに掲げる事項

四　［略］

［2・3　略］

（廃止措置終了確認証）

第三十五条の十一の二　原子力規制委員会は、原子力規制検査により、廃止措置の結果が前条各号のいずれにも適合していることについて確認をしたときは、廃止措置終了確認証を交付する。

（旧廃棄事業者等に係る廃止措置対象施設の維持等）

第三十五条の十五の二　法第五十一条の二十六第四項において読み替えて準用する法第二十二条の九第四項の原子力規制委員会規則で定める場合（廃棄物管理の事業に係るものに限る。）は、廃止措置対象施設に性能維持施設が存在する場合とする。

九　廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物管理施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間

［十・十一　同上］

十二　廃止措置に係る品質保証計画

［十三・十四　同上］

（廃止措置計画の認可の申請）

第三十五条の六　［同上］

［一・二　同上］

三　廃止措置の対象となる廃棄物管理施設（以下「廃止措置対象施設」という。）及びその敷地

四　［同上］

［号を加える。］

［五　同上］

［六　同上］

［七　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［一～五　同上］

六　廃止措置期間中に機能を維持すべき廃棄物管理施設及びその性能並びにその性能を維持すべき期間に関する説明書

［七・八　同上］

九　品質保証計画に関する説明書

十　［同上］

3　［同上］

（廃止措置計画の変更の認可の申請）

第三十五条の七　法第五十一条の二十五第三項において準用する法第十二条の六第三項の認可を受けようとする者（廃棄物管理事業者に限る。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

［一・二　同上］

三　変更に係る前条第一項第三号から第七号までに掲げる事項

四　［同上］

［2・3　同上］

［条を加える。］

［条を加える。］